

日比谷公園内飲食店運営事業者
募集要項

令和3年11月

公益財団法人東京都公園協会

第1章 一般事項

1. 趣旨

日比谷公園内飲食店運営事業者募集要項は公益財団法人東京都公園協会（以下「東京都公園協会」という。）と共に便益施設としての飲食店運営事業（以下「本事業」という。）を通じて、公園利用者に飲食のサービスを提供することにより、「日比谷公園マネジメントプラン」や「都立日比谷公園再生整備計画」に基づいて公園の魅力向上を実現するための優先交渉権者（以下「事業者」という。）を公募により選定するため、必要な事項を定めたものです。

基本コンセプト

(1) 歴史ある日比谷公園の魅力向上

日本初の近代洋風公園として明治36年に開園以来110年以上の歴史があり、日比谷公会堂や日比谷見附跡など歴史的資産を持ち、都心の貴重な緑の核であり景観重要公共施設としても指定されている代表的な都立公園としての魅力をより高めることのできる飲食店

(2) 東京都公園協会と連携した地域への貢献

日本を代表する公園の飲食店として誰もが利用しやすいデザインや設備の整備だけでなく、東京都公園協会とともに、地域との連携や協働事業を積極的に推進するキープレイヤーとしての役割を果たすことを目指す

2. 公園の概要

公園名	東京都立日比谷公園
所在地	東京都千代田区日比谷公園
開園面積	16.2ha
主な公園施設	日比谷公会堂、大音楽堂、陳列場、テニスコート、草地広場
交通	東京メトロ「霞が関」B2出口徒歩1分
ホームページ	https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/index037.html

3. 公募箇所の概要

建 物	場所	日比谷公園飲食店第二号
	住所：	東京都千代田区日比谷公園一丁目5番
	構造物：	鉄筋コンクリート地上3階建の1階部分
	建築面積：	914.79 m ²
	延床面積：	2167.29 m ² （うち1階827.27 m ² ）
店 舗	管理床面積：	最大の場合487.19 m ² （うち最大の場合の占有部分78.83 m ² ）（占有面積は提案によって選択いただきます。）
	※占有部分を除く管理床面積については、無料休憩所および都立一時滞在施設	

※詳細は図面を参照

4. 店舗の運営形態等

(1) 運営形態

事業者は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき東京都より管理許可を受けた東京都公園協会と業務委託契約（以下「業務契約」という。）を締結し、自己の費用において建物内外装の設計、工事及び店舗の運営を行います。

(2) 事業の期間

契約期間は契約締結時より令和 8 年 3 月 31 日までとします。但し、双方の合意により 5 年間を最長とした再契約を行う場合があります。東京都から東京都公園協会への許可期間等に変更が生じた場合はその内容に準じます。

なお、契約期間は工事期間および原状回復期間を含みます。飲食店の運営期間ではありませんのでご注意ください。

(3) 開業時期

令和 4 年の 5～7 月を目処として開業（事業者、東京都公園協会、および東京都と協議の上決定）

(4) 事業者と東京都公園協会の事業分担

下記および別表 1, 2, 3 の分担の通り定めます。

事業内容		事業者	東京都公園協会
開業前	建物等使用許可に係る各種手続き		○
	建物内外装の設計 （無料休憩所※1 を含む）	○	
	工事に係る各種申請手続き （無料休憩所※1 を含む）	○	
	工事（無料休憩所※1 を含む）	○	
開業後	飲食店の運営	○	
	店舗の維持管理	○	○
	園内イベント等調整		○
	無料休憩所の維持管理※1	○	
	一時滞在施設の管理運営※2	○	○
	アーカイブ展示物の日常的な管理※3	○	

※1 無料休憩所

本施設は占用部分を除き、公園の無料休憩所として取り扱うこととなります。したがって店舗としての内装等の施工やテーブル配置は行っていただきますが、飲食目的を有しない公園利用者の入館や着席を妨げることはできません。

※2 一時滞在施設

本施設は東京都公園協会と東京都総務局総合防災部との協定により、大規模災害時の都立一時滞在施設に指定されています。東京都公園協会と連携して法令やマニュアルの定めにより、発災から 72 時間程度まで当該施設の運営を行うこととなります。それに伴い一時滞在施設運営に必要な機材や備蓄品の搬出入、一部管理を行うことや、災害時を想定した無線訓練、各種訓練に参加する必要があります。一時滞在施設に関する詳細は東京都防災ホームページをご参照ください。

(<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>)

※3 アーカイブ展示

東京都が日比谷公園内の歴史的建造物である日比谷公会堂の魅力を多くの方に発信するため、無料休憩所の一部を使用して昭和初期からの公演に関する資料（プログラム、ポスター）などのアーカイブの展示を行います。

(5) その他

事業者は日比谷公園での営業行為における優先的地位を得るものではないため、新たな営業施設の整備や改修、園内工事、イベント開催等により営業収益等に影響が及んだ場合においても、東京都及び東京都公園協会はいかなる補償も行いません。

5. 提案の基本条件

本事業の提案に際しては以下の条件を満たしてください。

- (1) 店舗運営上占有する必要がある箇所を選択し提出様式に明記してください
(占有する広さに応じ、定額部分の営業手数料は変更となる予定です。)
 - (ア)別紙図面が示す A 厨房のみを活用した提案 (36.68 m²)
 - (イ)別紙図面が示す A 厨房および B 事務室をともに活用した提案(78.83 m²)
- (2) 公園の個性、特性を活かした魅力ある店舗とすること。なお、都が設置する予定のアーカイブ展示に関する展示スペースの具体的なデザインは現時点で未定であるが、店舗の内装デザインの検討においては、日比谷公会堂の歴史や魅力を発信するアーカイブ展示の趣旨を意識すること。
- (3) 店舗は現事業者が原状復帰を行った居抜き状態で事業者へ引き渡すこととすること。内外装に改装が必要な場合、建築確認申請が不要な範囲内で実施すること。
- (3) 都市公園法、東京都立公園条例（昭和 31 年東京都条例第 107 号）及び関係法令等を遵守するとともに、東京都東部公園緑地事務所長及び指定管理者からの公園管理にかかる指導、指示に従うこと。
- (4) 屋外看板及びサイン等の設置については、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京

都条例第 100 号) 及び各自治体の景観等の条例に適合したものとし、事業者がその適合性を各自治体と確認を行うこと。

- (5) 工事の施工に当たっては、次の事項について東京都東部公園緑地事務所、指定管理者及び千代田区に従うこと。
 - ・公園利用者の安全な動線の確保と交通安全対策
 - ・工事車両の搬出入経路
 - ・工事騒音や振動への対策
 - ・その他必要となる事項
- (6) 事業者の選定後、運営する権利を他者に譲渡又は再委託しないこと。事業者が直接運営するものとし、事業者がフランチャイズ制を採り、テナントの運営者を募集することは認められない。
- (7) 店舗運営にあたり、園内イベント時などに園地への出店を希望する場合、東京都公園協会と事前に協議すること。
- (8) 無料休憩所の維持管理、および日比谷公会堂アーカイブ展示物の簡易な管理を行うとともに、東京都公園協会が本展示等を活用して行うイベント等、公園利用者向けのサービスを行う際は協力すること。
- (9) 一時滞在施設の運営について日常的ならびに発災時に協力すること。

6. 経費負担等

事業に当たっての必要経費は以下の項目を含め、すべて事業者の負担とします。

別表 1, 2, 3 と合わせご確認ください。

- (1) 店舗工事費等
 - ・設計費用
 - ・内外装、外構、設備工事費用
 - ・看板、サイン等一式
 - ・厨房機器一式
 - ・店舗備品（テーブル、イス等を含む）取得費用 等
- (2) 店舗運営費等
 - ゴミ回収、清掃、什器・自動ドア・空調設備等の保守費、光熱水費、保険等の店舗運営にかかる費用全般(別表 2 に記載の東京都公園協会負担分については東京都公園協会が実施します)
- (3) 営業手数料（月額）
 - 営業手数料は以下のとおり、①定額に②歩合を加えたものとします。②歩合を提案してください。

- ① 定額：定額部分は工事着工日の属する月から発生します。

定額手数料(税込)
予定額：1,541,800 円/月

定額部分は、東京都立公園条例施行規則（昭和 32 年東京都規則第 37 号）に定める施設使用料により算出されます。上記予定額は現在の使用面積（114.83 m²）により定められた金額となっています。今後、募集要項に記載された面積に対応する形で使用面積が減少し同規則が改正された場合は、定額手数料も変更されます。なお、店舗運営開始後においても、同規則が改正された場合は、改正後の施設使用料に基づいて定額手数料を定めます。

（規則改正は、選定された事業者が提案する面積（5.（1）の（ア）（イ）のいずれか）に対応する形で行う予定です。）

- ② 歩合：月額売上（消費税込額）に対する売上歩合（%）を提案してください。ただし、最低売上歩合は下記のとおりとします。

最低売上歩合
3%

例 1 月額売上 1,400 万円のとき 3%の歩合で提案された場合

定額… 上記に定める金額
+定率 3%… $1,400 \text{ 万} \times 3\% = 42 \text{ 万円}$

※事業者は営業手数料（定額+歩合）を東京都公園協会の指定口座へ指定日までに毎月入金すること

(4) イベント等の占用料

イベント等への出店で園地の利用を希望される場合には占用料が必要となります。占用料は面積に基づき以下の計算式により算出されます。

《計算式》

占用料額（日額）= 34 円 / 1 m²・日 × 使用面積（m²）

東京都立公園条例施行規則の改正により、占用料が変更となった場合、変更後の占用料により算出されます。

※店舗運営にあたり、園内イベント時などに園地への出店を希望する場合、東京都公園協会と事前に協議の上、実施内容について東京都の許可を受ける必要があります。

(5) 工事期間中の占用料等

店舗（インフラ含む）工事に当たって、管理区域以外の公園地を作業ヤードなどで使用する場合には占用料が必要となります。占用料は面積に基づき以下の計算

式により算出されます。

《計算式》

占用料額（日額）＝34円／1㎡・日×使用面積（㎡）

東京都立公園条例施行規則の改正により、占用料が変更となった場合には、変更後の占用料により算出されます。

(6) 営業保証金

事業者は、営業保証金として以下の金額を東京都公園協会に預託してください。営業保証金は、事業者側の瑕疵により公園に大きな損害を与えた場合や事業者の事由により事業期間終了前に店舗が閉鎖された場合の保証金として預託するもので、保証対象事項が発生しなかった場合は、契約期間終了時に返金します。なお、保証金には利息を付さないものとします。

《計算式》

（契約時に定める定額手数料×6か月分）

(7) 事業期間終了時の原状回復費用

事業者は、事業期間終了時には内外装撤去等、原状回復にかかる費用を負担するものとします。

(8) その他

本事業を進めていく途中で、不可抗力、法令変更等、東京都公園協会又は事業者のいずれの責めにも帰することのできない事由により、事業継続が不能となった場合、業務契約締結時から契約解除までに要した費用については、支出者が負担するものとします。

7. 事業の中止

(1) 事業の中止

事業期間中であっても以下に該当した場合には、いかなる事由があっても事業を中止、終了するものとします。

- ・当該飲食店を対象に、都市公園法第27条の規定に基づく監督処分を受けた場合
- ・本事業の事業者が契約事項を遵守しないなど、本事業の事業者の責めに帰す事由により、業務契約を解除された場合

(2) 事業中止時の原状回復

本事業の事業者は、事業が中止された場合には、中止事由にかかわらず、自らの費用負担で対象箇所に設置した設備のすべてを収去して原状回復するものとします。ただし、東京都公園協会は、本事業の事業者と協議により定めた期限内若しくは都

が命令した期限内に本事業の事業者による原状回復がなされなかった場合に、原状回復することができるものとし、原状回復に要した費用は営業保証金を充て、不足分は本事業の事業者に請求するものとします。

8. 飲食店の営業条件等

(1) 営業日及び営業時間

公園利用者の利便性を考慮し、営業日は通年営業としてください（お盆、年末年始など営業戦略として店休日を設ける場合はその旨を提案してください）。臨時に休業する場合は事前に東京都公園協会と協議してください。また、営業時間は10時から17時を必須とし、提案してください。提案により決定を受けた営業日時は基本的には変更できません。ただし、建物及び公園設備のメンテナンス等の都合による休業を要請する場合があります。

(2) メニューについて

メニューはコーヒーや紅茶などの飲料及び茶菓、軽食など、公園利用者のニーズに合った品揃えとし、利用しやすい価格帯のメニューを設けてください。

9. 法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、事業地が東京都の行政財産であることを十分に認識し、提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の募集要項と照らし合わせて適宜参考にしてください。また、有事の際には東京都より市中の飲食店等に対して発せられるものと比較し、より厳しい営業に関する指示を受ける場合がありますが都営施設であることを鑑みこれらの指示に従っていただくことになります。

第2章 申請者の資格要件に関する事項

1. 申請者の資格要件

申請者の申請資格は、以下の条件をすべて満たす法人とします。

(1) 次の①から⑧までのいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者。
- ② 東京都が行う建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）等の規定に基づく法人の清算の結了に至っていない者。
- ④ 国税及び地方税を滞納している者。
- ⑤ 役員が、禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者。
- ⑥ 本社・支店において平成 28 年 4 月 1 日以降、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく行政処分を受けている者。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者。
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者。

(2) 以下の条件を満たすこと。

- ① 経営基盤が安定しており、事業期間中にわたり運営が可能であること。
- ② 令和 3 年 4 月 1 日現在において、過去 5 年以上連続して飲食店の営業実績があること。
- ③ 食品衛生責任者になることができる資格を有する者で飲食店業務の経験が豊富な者を、現場責任者として配置できること。

2. 資格基準日

上記の資格要件等の確認基準日は、企画提案書の提出時から業務契約の締結時に至るまでとする。

第3章 事業者の募集に関する事項

1. 事業者の選定方法

事業者の選定は、書類等提出物の審査により行います。

2. 選定スケジュール（予定）

期間	内容
令和3年11月29日(月)	募集要項の公表
令和3年12月7日(火)15時まで	質問票受付
令和3年12月13日(月)まで	質問票への回答期限
令和3年12月17日(金)15時まで	応募申請書類提出締切
令和3年12月下旬	審査
令和3年12月下旬～令和4年1月上旬	審査結果通知
令和4年1月下旬ごろ	業務契約に関する協議、締結

3. 募集要項の公表等

(1) 募集要項の公表

令和3年11月29日(月)から、公益財団法人東京都公園協会ホームページ(<https://www.tokyo-park.or.jp/>)で公表します。

(2) 質問及び回答

質問がある場合は、質問受付期間内に以下の宛先に質問票(様式第2号)を電子メールにてお送りください。質問に対する回答は、令和3年12月13日(月)までに質問者に電子メールにて送信します。

《質問受付期間》

令和3年11月29日(月)から令和3年12月7日(火)15時まで

《宛先》

公益財団法人東京都公園協会 公園事業部営業課 日比谷公募担当

電子メールアドレス eigyo-koubo.sm@tokyo-park.or.jp

件名に【日比谷質問】と記載の上、本文に会社名、担当者名、連絡先、質問票(様式第2号)を記載してください

4. 申請方法

(1) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

提出書類
●応募申請書（様式第3号）及び誓約書（様式第4号） ●申請者に関する資料 会社（団体）概要（様式第5号、5号(2)） 印鑑証明書（最近3ヶ月以内発行） 商業登記簿謄本（最近3ヶ月以内発行） 定款（最新）又は寄附行為その他これに準ずるもの 決算書等（連結及び単独、最近3ヵ年分） 事業税及び法人税の納税証明書（その3）（最近3ヵ年分） ●企画提案書表紙（様式第6号、6号(2)） 企画提案書には以下の内容をご記載ください。 事業計画書 営業計画書 施設計画書（パース含む） ※詳細は様式を確認してください。様式内の各項目を補足するマニュアル等がある場合は併せてご提出ください。
提出部数
A4フラットファイル等にファイリングしたもの、正本1部、副本1部及びCDまたはDVD-Rに格納した電子データを提出してください。ただし、企画提案書については上記に加え、副本5部を提出してください。
提出期間
令和3年12月17日（金）（9時から15時まで）（持参のみ受付）
提出先及び提出方法
公益財団法人東京都公園協会 公園事業部営業課 日比谷公募担当宛に持参してください。 〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア10階 TEL：03-3232-3138 内線613

(2) 申請書類に係る著作権

① 事業者決定までの著作権

申請書類に著作権の対象となるものがある場合、その著作権は申請者に帰属します。ただし、東京都公園協会は事業者の選定に必要な場合、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

② 事業者決定後の著作権

事業者を選定された申請者の申請書類に著作権がある場合、その著作権は、事業者を選定された時から東京都公園協会に帰属し、選定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

(3) その他留意事項

- ① 申請書類の提出後は、内容の変更、再提出及び差し替えを認めません。
- ② 申請に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- ③ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨としてください。
- ④ 提出された書類は返却しません。
- ⑤ 次のいずれかに該当する場合、企画提案書は無効とします。
 - ・企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ・企画提案書の作成様式に示された条件に適合しないもの
 - ・企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ・企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの

5. 事業者の審査・選定

申請者から提出された申請書類について、資格要件、要求水準への適合、申請者の財務状況、事業計画などの評価により審査します。

(1) 審査方法

- ① 審査は選定委員会を開催し、選定基準に従って実施します。
- ② 審査は書類審査を実施します。
- ③ 審査の結果、得点が最も高かった申請者を事業者とし、東京都公園協会のホームページ等において公表します。最高得点と同点となった場合、審査基準のうち配点の高い項目において各審査委員の点数を高いものを事業者として選定します。さらに同点の場合には、2番目に配点の高い項目の各審査委員の合計点を比較します。ただし、一定の基準に達しなかった場合は、いずれの申請者も事業者として選定されません。その際は、再度公募を実施する可能性があります。
- ④ 事業者として選定を受けた場合でも、全ての提案が実施できるとは限りません。実施内容については、東京都公園協会との協議において決定します。
- ⑤ 事業者選定後、業務契約締結に向けた東京都公園協会との協議において合意できず、令和4年2月下旬までに業務契約締結に至らなかった場合、事業者の決定を取り消すこととします。その取消により、事業者に損失が生じても、東京都公園協会はその損失を補償しません。また、事業者は東京都公園協会に対し、一切の補償を請求しないこととします。

(2) 審査基準

審査は次の審査基準により行います。なお、それぞれの項目に配点し、満点を100点として採点します。

A. 「都立日比谷公園再生整備計画」等との適合性・親和性	【配点：30点】
<ul style="list-style-type: none"> ・店舗コンセプト、店舗デザインが日比谷公園の各計画に沿った提案であるか。 ・日比谷公園の魅力向上に資する提案であるか ・日比谷公会堂のアーカイブ展示への理解ならびに協力に関する提案がなされているか、日比谷公会堂や日比谷公園にまつわるメニューや内装等各種の提案がなされているか 等 ・「都立日比谷公園再生整備計画」については下記参照 https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/content/000053486.pdf ・「日比谷公園マネジメントプラン」については下記参照 https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/content/000008320.pdf 	
B. 公園利用者へのサービス	【配点：25点】
<ul style="list-style-type: none"> ・営業日、営業時間が公園利用者へのサービスに適しているか ・公園利用者が気軽に利用できる魅力的な飲食サービスやメニュー、料金設定が提案されているか ・衛生面に配慮したオペレーションが提案されているか ・一時滞在施設への理解と協力体制がなされているか ・無料休憩所の施設への理解と協力が示されているか ・要員計画、研修計画等から、安定的、継続的な店舗運営が見込めるか ・お客様対応、苦情対応、事故防止体制、安全衛生管理体制等が十分か 等 	
C. 事業の安定性・継続性	【配点：25点】
<ul style="list-style-type: none"> ・出店実績、集客実績、財務状況等から事業計画・収支計画が妥当であるか 等 	
D. 営業手数料	【配点：10点】
<ul style="list-style-type: none"> ・営業手数料は、東京都公園協会が実施する公益事業に活用され都立公園等の魅力向上に寄与するものであるが、提案された売上歩合の水準は公益財源として貢献度が高いものであるか 等 	
E. その他の提案	【配点：10点】
<ul style="list-style-type: none"> ・公益活動やSDGsへの取り組みなど、環境保全や社会への貢献などの面から魅力的な提案がなされているか等 	

(3) 審査結果の通知および公表

審査結果は、応募者全員に令和4年1月上旬までに書面により通知します。あわせて、事業者として選定された者は、東京都公園協会のホームページ等において公表します。

6. 事業者の手続き

事業者として決定を受けた者は、審査結果通知後 5 営業日以内に業務委託の内容について、東京都公園協会と打ち合わせを開始し、速やかに業務契約を締結するものとします。

項目	予定時期
事業者の決定	令和 3 年 12 月下旬ごろ
業務契約の締結	令和 4 年 1 月下旬ごろ
設計、工事着工	業務契約締結後、設計に着手してください。 東京都公園協会の承諾を得て、工事発注に着手してください。
開業日	令和 4 年 5～7 月 ※正式な開業日については業務契約の締結後に協議により決定

7. 施設整備に伴う条件等

(1) 施設は現事業者が原状復帰を行った上での居抜きでの現状渡しとなります。内装および屋外看板、サイン等の設置については、事前に東京都公園協会と協議をして了承を得た上で、東京都屋外広告物条例および関係自治体の条例に適合した内容としてください。

(2) 設備のメンテナンス、補修、維持管理等については、別表2を参照してください

(3) 不測の事態等により予定の遅れが生じるなど、スケジュールが変更となった場合は、それに従うものとしてください。記載された開業日はあくまでも予定であり、工事や周辺整備の遅延等による開業日の変更については、東京都公園協会は責任を負わないものとします。

8. その他の条件等

(1) 事業者決定後、営業する権利を他人に譲渡又は再委託しないでください。（事業者が直接営業するものとし、事業者がフランチャイズ制をとり、テナントの営業者を募集する方式は認められません。）

(2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底してください。

(3) 店舗の営業に必要な各種法令に基づく許認可などは事業者が取得してください。

(4) 営業を開始した後、企画提案書において提示された主たるメニューの種類・価格を改定する場合には、東京都公園協会と協議し了承を得てください。

(5) 店舗を改装する際には、東京都公園協会と協議し了承を得てください。

- (6) 従業員の接客教育を実施し、常に良好なサービスの提供に努めてください。
- (7) 廃棄物の処理(保管・搬出・処分等)は、事業者の責任において適正に行ってください。
- (8) 店舗内のメンテナンスについては、別表に示したとおり適切に行ってください。
- (9) その日の売上の明細を東京都公園協会が指定した報告書で翌営業日までに電子データで提出してください。また、毎月5日までに東京都公園協会に対し、前月の売上報告(日別売上、客数、商品別売上集計等)を行ってください。
- (10) 四半期毎に東京都公園協会と定期連絡会を開催し、お互いに状況報告、情報共有等の話し合いの場を持つものとします。
- (11) 店舗に係わる広報活動については、事前に東京都公園協会と協議し、了承を得てください。
- (12) 公園の案内対応(施設案内、利用案内等)、緑化推進、イベントへの協力など、公園全体の魅力アップに向けて積極的に努めるものとします。
- (13) 事業者は管理区域内の落ち葉・ゴミ清掃等、清潔な環境づくりに積極的に努めるものとします。
- (14) 本施設は東京都公園協会と東京都総務局総合防災部との協定により、大規模災害時の都立一時滞在施設に指定されており、別紙「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル(東京都総務局総合防災部)」に基づき東京都公園協会が設定した運営計画及び防災計画に従い、事業者は連携して、発災から72時間程度まで当該施設の運営を行うものとします。
- (15) 公園内でのイベント開催時には、主催者等が飲食の屋台等を設置する場合があります。この場合でも、本事業の事業者は営業補償を受けられません。
- (16) 電気、水道施設等の公園施設の不具合により本事業の事業者が損失が生じて、東京都公園協会はその損失を補償しません。また、本事業の事業者は東京都公園協会に対し一切の補償の請求を行わないこととします。
- (17) 事業者決定後、東京都公園協会が求める条件等を満たせなかった場合は、決定を取り消すことがあります。その取消により、事業者が損失が生じて、東京都公園協会はその損失を補償しません。また、事業者は東京都公園協会に対し一切の補償の請求を行わないこととします。
- (18) 新型コロナウイルス感染症対策に伴いスケジュール等の記載内容に変更がある場合は、弊社ホームページおよびEメール等でお知らせいたします。
- (19) その他本要項に定めのない事項については、事業者と東京都公園協会との協議により定めることとします。また、記載事項の解釈について疑義が生じた場合も同様とします。

9. 本件の問い合わせ先

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2 - 44 - 1 東京都健康プラザハイジア 10 階
公益財団法人東京都公園協会 公園事業部営業課
営業企画係 日比谷公募担当 大久保、勝村
T E L : 03-3232-3138
電子メール: eigyo-koubo. sm@tokyo-park. or. jp